

3/25 1717-18140
高岡外1

3/25
高岡外1

現277②

立憲民主

法律第

号

日本学術会議法の一

日本学術会議法（昭和二

改正する。

第七条第一項中「選挙の

に改める。

ただし、会員が任期中

の残任期間とする。

第七条中第四項を第五項

一項を加える。

3 会員は、再任を妨げな

九年を超えることはでき

法律第	号
日本学術会議法の一部を改正する法律(案)	
日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。	
第七條第一項中「選挙された」を削り、同條第二項ただし書を次のように改める。	
ただし、会員が任期中に欠けた場合のその補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。	
第七條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。	
3	会員は、再任を妨げない。ただし、会員としての在任期間は、通じて九年を超えないこととはできなない。

総
理
府

(法省生用紙)

侍を会員推薦管理会に備ふる名簿に登録しなければならぬ。

十 会員推薦管理会は、前項の規定により登録した団体が第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、当該団体の登録を取り消すものとする。

第十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により届け出た者を候補者として、前項で会員推薦管理会が第十七条第一項に規定する会員の資格を有する者であると認定したもののうちから、前条第三項の規定により登録した団体が指名した者（当該団体に所属する者に限る。）が可決選挙委員会の区分ごとに政令で定めるところにより選出し、若くは令状に任命する。

二十 内閣総理大臣は、会員が仕期中に欠けたときは、前項の規定による選出の際にあらかじめ決定した者を会員に任命する。

第二十条 日本学術会議に、会員推薦管理会を置き、左の各号に掲げる事

務を行はせる。

一 第十八条第一項の規定により届け出た会員候補者に係る第十七条第一項に規定する会員の資格に関する事項

二 第十八条第一項の規定により登録を申し出た団体に係る同条第三項に規定する団体の登録及び同条第四項に規定する登録の取消しに関すること。

三 前条の規定による選出の経史の確認に関すること。

二十 会員推薦管理会の委員は、日本学術会議の中心に基づき内閣総理大臣が、これを委嘱する。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 第十七条第一項に規定する会員の資格を有しないと認められた者及び当該者を選出しようとした団体は、そのことを知った日から二十

総 理 府

理由

科学を向上（促進）し、行政、産業及び国民生活への科学の発展に資するに、我が国の科学者の代表機関たる日本学術会議の会員選出方法等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

修正

法律案

日本学術会議法の一部を改正する法律（案）

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「選挙士」を削り、同条第二項ただし書と次のように改める。

ただし、会費が任期中に欠けた場合のその補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の項を加える。

3 会員は、再任を妨げない。ただし、会費よりその任期間は、通じて九年（政令で定める場合にあつては十二年）を超えない。

法律第 号

日本学術会議法の一部

日本学術会議法（昭和二十

改正する。

第七条第一項中「選挙され

に改める。

ただし、会員が在期中に

の残任期間とする。

第七条中第四項を第五項と

二項を加える。

3 会員は、再任を妨げない

九年（政令で定める場合）に

表紙 (背表紙)

表紙

表紙

表紙

表紙

表紙

係を会員推薦管理会に備える名簿に登録しなければならぬ。
4 会員推薦管理会は、前項の規定により登録した団体が第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、当該団体の登録を取り消すものとする。

第十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により届け出られた会員候補者で会員推薦管理会が第十七条第一項に規定する会員の資格を有する者であると認定したもののうちから、前条第三項の規定により登録された団体が指定した者(当該団体に所属する科挙者~~非科挙者~~)が第十五条第一項に規定する研究連絡委員会と日本学術会議の規則で定めるものの区分ごとに政令で定めるところにより推薦した者を会員に任命する。
2 内閣総理大臣は、会員が任期中に欠けたときは、前項の規定による推薦の基に於ては、当該推薦された者を会員に任命する。

一 第十八条第一項の規定により届け出られた会員候補者に係る第十七条第一項に規定する会員の資格に関する審査
二 第十八条第三項の規定により登録を申し込んだ団体に係る同条第三項は規定する団体の登録及び同条第四項に規定する登録の取消しに関すること。
三 前条の規定による推薦の確認に関すること。

2 会員推薦管理会の委員は、会長が、これを委嘱する。
第二十一条を次のように改める。
第二十一条 二の章に定めるものの外、会員の^{推薦}選出及び会員推薦管理会に關して必要な事項は、日本学術会議の規則でこれを定める。

第二十五条から第二十七条までを次のように改める。

4/5

取捨注釈

日本学術会議法の一部を改正する法律
日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「選挙された」とあり、「会員」として「会員」上に改め、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、過去の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

- 3 会員は、再任されることができる。
- 4 会員の在任期間は、通じて九年を超えらることはできない。ただし、在任の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間在任することができる。

4/5

取扱注意

日本学術

日本学術会

改正する。

第七条第一

、同条第二項

ただし、

第七条中

0.45

次へ



第三示

第二示は第十七条

の規定により推薦

す小石有内閣を理大臣が任命する。

第三示は第十七条

の規定により推薦等

第十七条 前条第一項の規定による登録を

受けた団体が指定した者(当該団体に所属する

役員者である者に限る)は、政令で定めらる

ことにより、これらの方を指名した団体の関

連する研究連絡委員会(単位の)より、当

該研究連絡委員会に関連する団体(以下同

条第三項の規定により)より出らしたる委員

の候補者で、会員推薦管理会が第十七条

第一項に規定する会員の資格を有する者

であると認定されたものうち、自ら会員として

推薦すべき者を決定し、内閣は、理大臣に推

薦する。

前次(の)の会員として推薦すべき者

を念ず。

日本学術会議

第二系

之會員は第十九条

の現定により推薦

が小が着を内閣総理大臣が任命する。

會員の任命は、第十九条の現定により推薦

者にかつて内閣総理大臣の任命

第四章 會員の推薦等

4 会員推薦管理会。第17項の規定により空席△に因任が非作成に現
 する要件を欠くと認められたときは、その空席を取り消すことができる。
 第十九条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定により空席△に因任が非作成に
 在りたる者（当該因任に付する要件に適合する者に限る。）が、国会で決
 めるところにより、この法の若くは他の法律が規定する研究費等費
 金の単位ごとに、当該研究費等委員会に属する団体の代表者として、
 規定により在りたる空席の候補者で会員推薦管理会が第十七条第一
 項に規定する空席の管理を有する者であると認定したもののうちから
 適した者を会員に任命する。

取扱注意

58.4.7
AM 10:00

日本学術会議法の一部を改正する法律
 日本学術会議法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように
 改正する。
 第七章第一項中「選挙されたしを削り、「会員」を「」会員」に改め、
 同条第二項ただし書を次のように改める。
 ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
 第七章中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第三項の次に次の
 二項を加える。
 3 会員は、再任されることができる。
 4 会員の在任期間は、通じて九年を超えない。ただし、任
 期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間在
 任することができる。

取扱注意

58.4.7
AM 10:00

日本
日本学術
改正する。
第七条第
同条第一

2

定する要件を欠くに至つたと認めたる時は、その登録を取り消すことができる。

第十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による登録を受けたる団体が指定した者(当該団体に所属する科挙者である者に限る。)が、政令で定めるところにより、これらの者を指定した団体が関連する研究連絡委員会(學位により)当該研究連絡委員会に関連する団体から同条第三項の規定により届け出られた会員の候補者で会員推薦管理会が第十七条第一項に規定する会員の資格を有する者であると認定したものの中から推薦した者を会員に任命する。

一 部分の別定

その所属する団体が関連する研究連絡委員会を同じくする者の区分

第二十条 内閣総理大臣は、会員の登録に於ては、前条の規定による推薦の際に補充の会員として推薦された者を会員に任命する。

第二十一条 日本学術会議に、会員推薦管理会を置き、その事務に關する事務を行はせる。

- 一 第十八条第三項の規定により届け出られた会員の候補者に係る第十七条第一項に規定する会員の資格に関する審査
- 二 第十八条第二項の規定による団体の登録及び同条第四項の規定による登録の取消しに関する事
- 三 前条の規定による推薦の確証に関する事

第二十条 会員推薦管理会の委員は、会長が、これを定議する。

第二十一条 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に關して必要な事項は、規則で、これを定める。

新朝

第百九条 皇位は、皇族の男子に限り、一令皇、二、令皇、三、令皇の
同姓皇孫皇孫の男子に限り、皇女を三皇女皇孫次皇とし、皇孫の
皇女の三皇女と稱する。
令皇は、再任の事なきこととする。
令皇の在任期間は、前以て九年と定めらるることとする。是より、在
任の令皇に於て九年に達し去らば、その任期の終了するまでの間、在
任することとする。
第百条 皇位は、皇族の男子に限り、一令皇、二、令皇、三、令皇の
同姓皇孫皇孫の男子に限り、皇女を三皇女皇孫次皇とし、皇孫の
皇女の三皇女と稱する。
令皇は、再任の事なきこととする。
令皇の在任期間は、前以て九年と定めらるることとする。是より、在
任の令皇に於て九年に達し去らば、その任期の終了するまでの間、在
任することとする。
第百条 皇位は、皇族の男子に限り、一令皇、二、令皇、三、令皇の
同姓皇孫皇孫の男子に限り、皇女を三皇女皇孫次皇とし、皇孫の
皇女の三皇女と稱する。
令皇は、再任の事なきこととする。
令皇の在任期間は、前以て九年と定めらるることとする。是より、在
任の令皇に於て九年に達し去らば、その任期の終了するまでの間、在
任することとする。
第百条 皇位は、皇族の男子に限り、一令皇、二、令皇、三、令皇の
同姓皇孫皇孫の男子に限り、皇女を三皇女皇孫次皇とし、皇孫の
皇女の三皇女と稱する。
令皇は、再任の事なきこととする。
令皇の在任期間は、前以て九年と定めらるることとする。是より、在
任の令皇に於て九年に達し去らば、その任期の終了するまでの間、在
任することとする。

第七卷及第十卷

物類

取扱注意

第七卷第一項
同条第四項
二六二項
4 金額
5 金額
期 金額
任 金額
第七卷第二項

第四章を次のように改める。

第四章 会員の推薦等

第十九条 前条第一項の規定による登録を受けた団体が指名した者（当該団体に所属する科僚若くは若者に限る。）は、政令で定めるところにより、その所属する団体が関連する研究連絡委員会を同じくする者の区分ごとに、当該研究連絡委員会に関連する団体から同条第三項の規定により届け出られた会員の候補者で会員推薦管理会が第十七条第一項に規定する会員の候補を有する者であると認定したもののうちから会員として推薦すべき者（種々の会員として推薦すべき者を含め、）を選定し、

第二十条 科僚若くは若者により推薦された者（以下「学術研究員」^{（以下「学術研究員」という。）}）は、次に掲げる要件を満

たすもの（次項の規定による登録を受けられるものに限る。）は、当該団体又は当該団体と関連する研究連絡委員会を同じくする団体に所属する科僚若者のうちから、会員の候補者を形成し、会員推薦管理会に規則に基づき

- 一 学術研究の向上を促進する等のための活動の歴史的実績があること、
 - 二 学術研究の向上を促進する等のための活動が三年以上の期間にわたって
- いること。
- 三 規則で定める数以上の科僚若者で構成されていること。
 - 四 加入資格が学術研究に関する事項以外の事項で制限されていないこと。

58.8.8

AM 10:00

4/9 15時

①事務局定款等活物の基礎が確立していること。
 ②構成員の大多数が科学者であること。
 ③科学者が自主的に運営していること。
 ①届出先の指定、届出人数
 ②届出手数料
 ③管理会の組織、運営、所掌事務
 ④管理会の推薦要請、登録料金の公表等
 現在の運営規則を想定

総 理 府

取扱注意

日本学術会議法の一部を改正する法律
 日本学術会議法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。
 第七条第一項中「選挙されたしを削り、「会員」と「会員」に改め、同条第二項ただし書を次のように改める。
 ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
 第七条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
 3 会員は、再任されることができる。
 4 会員の在任期間は、通じて九年を超えられない。ただし、任期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間在任することができる。

総 理 府

取报注意

58.4.8

AM 10:00

改

明安工位
每人有感

第18条第2页

員推薦管理会（第二十条に規定する会員推薦管理会という。以下、第十九条及び第三十一条において同じ。）が行う。

3 前項の業績報告は、文書によりこれを行うものとし、その内容は、業績を客観的に判定できるものでなければならぬ。

第十八条 科学者により構成され、学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体が次に掲げる要件を備えるものは、規則で定めるところにより、会員推薦管理会に申し出て、これらの要件を備える団体としての登録を受けることができる。

- 一 学術研究の向上発達を図るための活動の優れた実績があること。
- 二 学術研究の向上発達を図るための活動が三年以上の期間にわたつていふこと。
- 三 規則で定める数以上の社員を有する団体であること。

2 会員推薦管理会は、前項の規定による申込を受けもつ場合に於いて、当該団体が同項に掲げる要件をみたしていることを認めるときは、規則で定めるところにより、当該団体とその併たる名簿に登録するものとする。

3 第一項の規定による登録を受けた団体は、規則で定めるところにより、当該団体又は当該団体と関連する研究連絡委員会と同じくする団体（同項の規定による登録を受けたものに限る。）に所属する科学者のうちから、会長の候補者を選定し、会員推薦管理会に布り出ることが出来る。

4 会員推薦管理会は、第一項の規定による登録を受けた団体が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

第十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による登録を受けた団体が

総 理 府
総 理 府

指名した者（当該団体に所属する科学者である者に限る。）が、政令で定めるところにより、これらの者を指名した団体が関連する研究機関を
真会の^と単位^{として}により、第十八条第一項の規定による登録を受けたい団体であ
つて当該研究推進委員会に~~関連するものから同条第三項の規定により~~所
けられた会員の候補者で会員推薦管理会が第十七条第一項に規定する
会員の資格を有する者であると認定したもののうちから推薦した者を会
員に任命する。

「」部分の別表

その所属する団体が関連する研究推進委員会と同じくするものにか
つては、

第二十条 日本学術会議は、会員の任期を五年とし、再選の可否は、選
出の際に議決の会員として推薦された者に会費に任命する。

第二十条 日本学術会議は、会員推薦管理会を設置し、次に掲げる事項を行
わせる。

一 第十八条第三項の規定によりなけられた会員の候補者に係る第十
七条第一項に規定する会員の資格に関する調査

二 第十八条第一項の規定による団体の登録及び同条第四項の規定によ
る登録の取消しに関する事

三 前条の規定による推薦の確認に関する事

之 会員推薦管理会の委員は、会長が、これを任命する。

第二十一条 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会
に関して必要な事項は、規則で、これを定める。

第十九条 内閣総理大臣は、第十五条第二項第一号に規定する推選と、六
に看のうら規則で定められた研究連絡委員会の委員と、七に看のうら規則で定め
るものと、八に看のうら規則で定められた研究連絡委員会の委員と、九に看のうら規則
により、第十八条第一項の規定による会館と受りに関係のあること、
研究連絡委員会に関するものから同条第三項の規定により知りおられ
に委員の候補者で、委員推薦管理会が第十七条第一項に規定する者である
と認定したもののうちから推薦した者を委員に任命する。

第七条及び第十九条 別案

取扱注意

第七條第一項中「選定と改選」とあり、「委員」と「会員」に改め、
同条第三項と同条第六項とし、同条第三項と同条第六項とし、同条の第
三次の三項を加える。
4 委員は、再任と改選とができる。
5 委員の任期期間は、前より九年と改めることができる。ただし、任
期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間を
任することができる。
第七條第三項中「改選と改選」とあり、「改選」と改め、同条第三項とする。
正しく、種々の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第七條第一項の次に次の一項を加える。
2 委員は、第十九条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命
する。

第四章を次のように改める。

第四章 会員の推薦等

第十九条 前条第一項の規定による登録を受け、団体が指定した者(当該団体に所属する科学生である者に限る。)は、政令で定めるところにより、その所属する団体が関連する研究開発委員会を同じくする者の里がごとし、第十八条第一項の規定による登録を受けた団体にあつて当該研究開発委員会に属するものから同条第三項の規定により届け出た団体の会員の候補者(会員推薦管理会が第一七条第五項に規定する会員の候補者)を有する者であると認定したもののうちから会員として推薦すべき者(推薦の会則として推薦すべき者を意味。)を決定し、関係閣僚大臣に推薦する。

取扱注意

第十八条 科学生により組織され、学術研究の向上促進を図ることを目的とする団体(以下「学術研究団体」といふ。)して次に掲げる要件を充てるもの(次項の規定による登録を受け得るものに限る。)は、規則で定めるところにより、当該団体又は当該団体と関連する研究開発委員会を同じくする団体(次項の規定による登録を受け得るものに限る。)に所属する科学生のうちから、会員の候補者を選定し、会員推薦管理会に届け出るべきことができる。

- 一 学術研究の向上促進を図るための活動の態様が一定であること、
- 二 学術研究の向上促進を図るための活動が三年以上の期間にわたつていふこと、
- 三 規則で定める数以上の科学生で構成してあること、
- 四 その他活動状況又は組織員に関する要件で規則で定められるもの

4/9

取扱注意

日本学術会議法の一部を改正する法律
日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

- 第七條第一項中「選挙士」を削り、「会員」を「会員」に改め、同條第四項を同條第七項とし、同條第三項を同條第六項とし、同條の前に次の二項を加える。
- 4 会員は、再任されることができる。
 - 5 会員の任期は、通じて九年を超えられない。ただし、任期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間任することができる。
- 第七條第三項ただし書を次のように改め、同項を同條第三項とする。
- ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

419

取扱注意

日本学術会議法の一

日本学術会議法（昭和

改正する。

第七条第一項中「選挙

、同条第四項を同条第七

に次の二項を加える。

4 会員は、再任される。

5 会員の在任期間は、通

期の途中において九年に

任する二とができる。

第七条第二項ただし書を

ただし、補欠の会員の

任命者制
委員の制
選出
おス化
新し

。表紙 (表紙)

特公教 10

任命の例なし

第十二条第一項の次に次の二項を加える。

2 会員は、第十九条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

第十二条第一項中「それが八十人とする」と「政令で定める範囲に収束し定める」とに改め、同条第三項及び第三項を削る。

第十四条第二項中「、副部長及び幹事」と「及び副部長並びに日本学術会議の規則（以下単に「規則」という。）で定める会員」とに改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、第二十九条の職務の遂行に資するために必要な事項を調査研究させるため、科学技術に関する研究の領域及び重要な課題ごとに研究推進委員会を置く。

この研究推進委員会の委員のうちからその研究の進捗に必要に応じて

する者及び第十八条第三項の規定による意見を受けた国体から当該研究推進委員会に推薦するものから指名とこれに看として第十九条の規定による推薦に当たつて看及次にこれ等の国体から当該研究推進委員会の幹事に就いて専門的知識を有する者として推薦とこれに看するものから会長が委嘱する者とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 日本学術会議は、規則で定めるところにより、前条の調査推進委員会のほか、必要又は臨時の委員会を置くことができる。

第十五条の三 前二条の委員会の委員には、手当を支給することができる。

第十四章を次のように改める。

第十四章 会員の推薦等

第十七条 会員となることのできる者は、その専門とする科学又は技術の

定する要件を広くと認めるときは、その登録を抹消することとする。

第十九条 前条第三項の規定による登録を受けたる団体が推薦し、会員推薦管理会に届け出た者（当該団体に所属する科学者で、その専攻とする科学又は技術の分野において五年以上の研究歴を有するものに限る。）は、政令で定めるところにより、これらの者を指名した団体が関連する研究連絡委員会を単位として、第十八条第三項の規定による登録を受けた団体に当該研究連絡委員会に関連するものから同条第一項の規定により届け出た者たる会員の候補者たる会員推薦管理会が第十七条に規定する会員の適格を有する者であると認定したもののうちから会員として推薦すべき者（一人の会員として推薦すべき者をいふ。）を決定し、内閣府に推薦する。

第二十条 内閣府は、前条第二項に規定する推薦の届出に係る書類を提出した者に対し、

- 一 第十八条第一項の規定により届け出られた会員の候補者に係る第二十条に規定する会員の適格に関する審査
- 二 前条の規定により第十八条第三項の規定による登録を受けた団体が指名した者の届出に関する事。
- 三 第十八条第三項及び第四項の規定による団体の登録に関する事。
- 四 前条の規定による推薦の確認に関する事。

二 会員推薦管理会の委員は、会長が、これを委嘱する。

第二十一条 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に関して必要な事項は、規則で、これを定める。

第二十五条から第二十七条まで互次によつて改める。

第二十五条 内閣府は、会員から推薦をの他のふるまひをいふ事によ